

Title	モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と文書行政
Author(s)	松井,太
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41332
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈a href="https://www.library.osaka- u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

氏 名 松 井 太

博士の専攻分野の名称 博士(文学)

学位記番号第14320号

学位授与年月日 平成11年3月25日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

文学研究科史学専攻

学 位 論 文 名 モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と文書行政

論 文 審 査 委 員 (主査)

助教授 荒川 正晴

(副査)

教授 濱島 敦俊 教授 東野 治之 教授 片山 剛

論文内容の要旨

トゥルファン出土のウイグル文公文書は、その資料的な価値に比して、これまで文献学的にも歴史学的にも十分には研究されてこなかった。本論文は、そうした公文書、とりわけ供出命令文書を包括的に分析し、モンゴル時代ウイグリスタン(トゥルファン盆地を中心とする東部天山地方)の税役制度を解明しようとするものである。

第 I 章では、従来「領収書」あるいは「番直指令書」と考えられてきた、モンゴル時代の供出命令文書 8 件を取り上げ、これらが物件の供出とその税役への代替を命ずるものであることを論証する。またこれらの文書の性格・機能を解釈する上で問題となっていたkäzig という単語が、トゥルファン出土の唐代漢文文書にみえる術語「番」の透写語(calque)として用いられ、原義の「順番」から転じて輪番制の徭役(番役)をさす術語となっていたこと、さらにはこの番役を含めたモンゴル時代ウイグリスタンの税役・支配制度が、時代的に先行する唐王朝によって導入された諸制度に淵源を有することを明らかにする。

第Ⅱ章では、ウイグル文供出命令文書54件について、文書の形態的特徴とくに文書に捺された印章とその捺印様式に着目し、歴史的背景を共通にする数種類の文書群に分類する。さらに、従来認識されていなかった、文書の印章にみえる特徴的な紋章や書写上の特殊な体例(敬意表現形式)をチャガタイ=ウルス支配期(1320年代末~1330年以降)への年代比定の指標として新たに抽出し、計21件の供出命令文書をこの時期に比定した。そのほか、チャガタイ=ウルス支配期への指標がないものについては、消去法的にモンゴル皇帝の支配下にあるものとみなし、いくつかの文書については、閏月記載から絶対年代をも決定する。

第Ⅲ章では、供出命令文書全体を対象として、その書式分析を行なう。供出命令文書が、いずれも物件の供出命令を主目的とし、物件供出が税役に代納されるか否かは二次的な問題であることを論証すると同時に、モンゴル期に属する供出命令文書全体に共通する書式上の項目として、①年月日、②物件供出の目的・理由、③供出物件とその数量、④供出負担者、⑤命令文言、の5項目を抽出する。ついで、それらの項目を個別に分析した結果、供出命令文書の一般的性格として、その命令する物件供出は臨時のものであること、公権力側が供出負担者=被支配民の負担能力を詳細に把握しつつ命令内容を決定していたことを論証する。さらに、西ウイグル期に成立した供出命令文書による物件徴発システムの淵源として、唐の西域支配の動揺・崩壊期の行政システムとの関連を予想する。

第Ⅳ章では、第Ⅲ章での書式分析によって抽出したウイグル文供出命令文書の一般的特徴に基づき、供出命令文書 によって機能していた税役徴発=文書行政システムの実態的プロセスを再構成する。まず、供出命令文書の発行責任 者は、ウイグリスタンの公権力構造においてより高位・上級に位置する公権力層と、より下級のそれとに二分されることを明らかにし、文書の命令内容は、発行責任者となる高位・上級の公権力とは別のより下級のそれによって立案・作成されていると推定する。そして、ウイグル文供出命令文書による物件の供出に際しては、ウイグル住民の百戸(yüzlüg)・十戸(onluq)などが供出命令文書の伝達を中継していたこと、また実際の物件徴収に際しては十戸長(on begi)が多くの場合責任をおっており、これら民間組織が支配機構の末端部を構成していたことを論証する。さらに、供出命令文書の本来の機能は公権力による物件の供出命令であるにもかかわらず、供出負担者の側では物件供出の完了後に供出の事実を証明する文書として保管されていたことも推測する。

以上の考察から、モンゴル時代ウイグリスタンにおいて、供出命令文書による文書行政・物件徴発がきわめて綿密かつシステマティックに運営され、百戸・十戸や宗教教団など在地の住民組織・集団を公権力の末端として活用することにより、臨時の収奪を確実なものとする体制を備えていたと結論する。

最後に資料編が付せられ、第 I 章~第IV章で利用する計54件のウイグル文供出命令文書について、テキスト転写・和訳・語註を提示する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、これまで解読が困難であったウイグル文字草書体で書写された世俗文書のうち、供出命令文書と認める 一群の文書グループを選び出し、それらの詳細な分析を通じて、文献学および歴史学の分野において大きな成果をあ げた点が最も高く評価される。

ここで提出された文書54件には、申請者がはじめてテキストを提出するもの計28件を含み、何らかの形でテキストが公表されているものについても、原文書の実見調査と併せて歴史学的視点から文書を解読・研究し、従来の文献学的研究では不十分であったテキストの読みを大幅に改めている。新たに提示される単語・テキストさらには文書内容の解釈は、言語学・文献学研究に大きく裨益するものとなる。

また歴史学の面においても、これらの文書の年代を確定することによって、これまでモンゴル時代史の歴史資料として十分に認知されてこなかった同文書類が、当該時代の歴史を研究する上で重要な資料として利用できることを明らかにし、それに基づいて従来まったく不明であったモンゴル時代ウイグリスタンの税役制度とその運用を支える文書行政の姿を明確にしたことは画期的な功績である。今後の課題として、本論では、この税役制度の淵源を唐代トゥルファンのそれに求めたが、さらにモンゴル支配下のユーラシア各地のそれと共時的な比較を行うことによって、ウイグリスタンの税役制度に対する理解をより深化させることができよう。

本論文は、13~14世紀のユーラシア広域にわたるモンゴル支配の一典型として、ウイグリスタンの文書行政の実態を現地出土の一次資料から再構成し、その税役制度・支配制度の少なくない部分が、時代的に先行する唐西州時代のそれにまで遡り得ることを論じた意欲的な業績である。本審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。